改正後	改正前
殿 移転 次表の土地について令和　年　月　日申告に係る　権について下記のとおり変更があ 消滅 りましたので届け出ます。	殿 移転 次表の土地について令和　年　月　日申告に係る　権について下記のとおり変更があ 消滅 りましたので届け出ます。
令和　年　月　日登記簿登記事項 ／ 記事 大字 ／ 字 ／ 地番 ／ 地目 ／ 地積 ／ 摘要 ／ 所有者の住所及び氏名 ／ 記事	令和　年　月　日登記簿登記事項 ／ 記事 大字 ／ 字 ／ 地番 ／ 地目 ／ 地積 ／ 摘要 ／ 所有者の住所及び氏名 ／ 記事
記	記
備考 1　借地権以外の権利に関する変動届の場合においては、「生年月日」及び「職業」欄は、記載しないこと。 2　届出者又は土地所有者が法人である場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」及び「職業」欄には記載しないこと。 3　土地が法第百条の二の規定により施行者が管理する宅地又はその部分である場合においては、登記簿登記事項の表中「記事」欄にその旨を記載し、同表中「記事」欄以外の欄は記載しないことができる。	備考 1　借地権以外の権利に関する変動届の場合においては、「生年月日」、「性別」及び「職業」は、記載しないこと。 2　届出者又は土地所有者が法人である場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」、「性別」及び「職業」欄には記載しないこと。 3　土地が法第百条の二の規定により施行者が管理する宅地又はその部分である場合においては、登記簿登記事項の表中「記事」欄にその旨を記載し、同表中「記事」欄以外の欄は記載しないことができる。

（新都市基盤整備法施行規則の一部改正）

第二条　新都市基盤整備法施行規則（昭和五十年建設省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式第八（第二十九条関係） 権　利　申　告　書 年　月　日 殿	別記様式第八（第二十九条関係） 権　利　申　告　書 年　月　日 殿
権利者：住所／生年月日／職業／氏名 土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利を有する者：住所／生年月日／職業／氏名	権利者：住所／生年月日／性別／氏名 土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利を有する者：住所／生年月日／性別／氏名